

店頭暗号資産証拠金取引約款
新旧対照表

新	旧
第 1 条～第 3 条 （現行通り） （取引口座） 第 4 条（略） <u>4 お客様は、当社が別途認めた場合を除き、当社が提供するサービスを利用するにあたり 1 口座のみ保有することができるものとします。</u> <u>5 お客様において、当社が提供するサービスを利用するにあたり、複数の口座を保有し、又はその可能性がある場合には、当該口座の統合及びその前提となる調査確認等について、当社にご協力いただくものとします。</u> 第 5 条～第 15 条 （現行通り） （取引の制限） 第 16 条（略） <u>⑧ お客様が複数の口座を保有していることが判明したとき</u> <u>⑨ その他、当社が本取引の継続が不適当であると判断したとき</u> 第 17 条～第 37 条 （現行通り）	第 1 条～第 3 条 （省略） （取引口座） 第 4 条 （追加） （追加） 第 5 条～第 15 条 （省略） （取引の制限） 第 16 条 （追加） ⑧ その他、当社が本取引の継続が不適当であると判断したとき 第 17 条～第 37 条 （省略）

(2025年 <u>11</u> 月施行)	(2025年7月施行)
-----------------------	-------------